

## 国際課税

### Q & A

#### ▶▶非居住者に対する新株引受権の付与

**Q** 私の経営する会社の取引先であるA社が、このたび、事業拡大に伴い増資を行うことになりました。A社は最近業績が好調であり、また、長年取引関係にあるので、新株を申し込むことにしました。A社の増資は、第三者割当による倍額増資で、新株1株について払い込むべき金額は額面金額で、A社の1株当たりの額面金額は50千円、新株発行前の1株当たりの時価は1,050千円です。

海外に住む次の二人の子供たちがこの新株を引き受けた場合、どのような課税関係が生じますか。

- ① 英国人と結婚してロンドンに居住している長女
- ② 商社のニューヨーク支店に長期駐在員として勤務している長男

**A** 1 第三者割当増資で、かつ、発行価額が時価を下回る増資であれば、贈与税又は所得税の問題が生じることとなります。新株引受権の付与が、(1) 給与、賞与又は退職金の支給に代えて行われるのであれば、時価と発行価額との差額は、原則として、給与所得又は退職所得となります。(2) (1)に該当しない場合で、旧株主と新株引受人とが親族等の関係にあり、かつ、その発行会社が同族会社である時には、旧株主から新株引受権の贈与を受けたものとみなされ贈与税が課されることとなります。(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合には、一時所得として課税されることとなります。

したがって、この場合には、増資後の1株当たりの価額から新株1株当たりの払込金額を控除した新株引受権の1株当たりの価額に、引き受けた新株の数を乗じた総額が、一時所得の課税対象となります。この場合、新株引受権の1株当たりの価額は、500千円  $((1,050 \text{千円} + 50 \text{千円} \times 1) \div (1 + 1) - 50 \text{千円} = 500 \text{千円})$  となり、これに引き受けた新株の数を乗じた総額か

ら50万円を控除後、その2分の1が総所得金額に算入されることとなります。

2 新株引受権の付与が、長女に対して行われた場合、英租税条約第23条(その他所得)の規定により、居住地国、すなわち英国でのみ課税され、日本での課税はないこととなります。

3 一方、日米租税条約においては、上記日英租税条約第23条に類する規定はありません。

日米租税条約第6条(所得源泉)第9項において「第1項から第8項までの規定が適用されない項目の所得源泉は各締約国によりその国内法令に従って決定される。」と規定されています。

内国法人の発行する新株引受に係る権利は、所得税法第138条第1号に規定する国内源泉所得に該当します。

したがって、長男については、国内法どおり一時所得として確定申告の提出による所得税の課税が行われることとなります。

(税理士 小沢 進)